

京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程の
廃止について

京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程を廃止する規程

京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程（平成17年達示第15号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。